以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

本件区間は、3(1)で述べたように、主要幹線道路であるにもかかわらず、幅員狭小で線形も悪く、歩道の整備も十分でないことから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、和歌山県町村会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　和歌山県有田郡有田川町役場

○近畿地方整備局告示第百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年五月二十五日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年近畿地方整備局告示第五十一号和歌山都市計画道路事業三・三・九号西脇山口線

三　事業施行期間　自平成十五年三月二十八日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月二十五日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十五日　北海道開発局長　高松　泰

路線名　北海道横断自動車道黒松内北見線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道足寄郡陸別町字ポントシュベツ原野西一線三九番二地内	前	一五四・一七～二六〇・九九メートル	〇・〇三八キロメートル
	後	一五四・一七～二六二・七八メートル	〇・〇三八キロメートル

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

国会事項

衆議院

質問書提出

五月二十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

インターネット上での誹謗中傷、いわゆる「ネットいじめ」対策に関する質問主意書（木村太郎提出）

外国による我が国領空、領海及び領土の侵犯に関する質問主意書（秋葉賢也提出）

東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償における政府の支援の枠組みに関する質問主意書（塩崎恭久提出）

東日本大震災発生後我が国が被っている風評被害に対する政府の対応に関する質問主意書（浅野貴博提出）

議事日程

五月二十四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十六号

平成二十三年五月二十四日（火曜日）

午後一時開議

第一　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第二　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

第三　脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第四　脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第五　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第六　鉱業法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）

参議院

質問主意書提出

五月二十三日議員から次の質問主意書が提出された。

外国人による土地取得の制限と国際協定に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第一五九号）

輸入小麦の確保と食糧安全保障戦略に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第一六〇号）

質問主意書転送

五月二十三日次の質問主意書を内閣に転送した。

福島第一原発事故に係る警戒区域内に取り残されたペットの問題に関する質問主意書（熊谷大提出）（第一五一号）

被災した建築物の解体工事に係る費用の国庫負担に関する質問主意書（熊谷大提出）（第一五二号）

東日本大震災において滅失・損壊した自動車の買換えに対する支援に関する質問主意書（熊谷大提出）（第一五三号）

第三次嘉手納爆音訴訟及び嘉手納統合案に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第一五四号）

普天間飛行場へのオスプレイ配備に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第一五五号）

与那国島への陸上自衛隊部隊の配備に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第一五六号）

「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」に関する質問主意書（中西健治提出）（第一五七号）

人事異動

法務省

○定年退官

宇都宮区検察庁副検事岩瀬晴雄は、検察庁法第二十二条の規定により五月十八日限り定年退官

最高裁判所

簡易裁判所判事

小久保孝雄

大阪簡易裁判所判事に補する

大阪簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（五月十七日）